

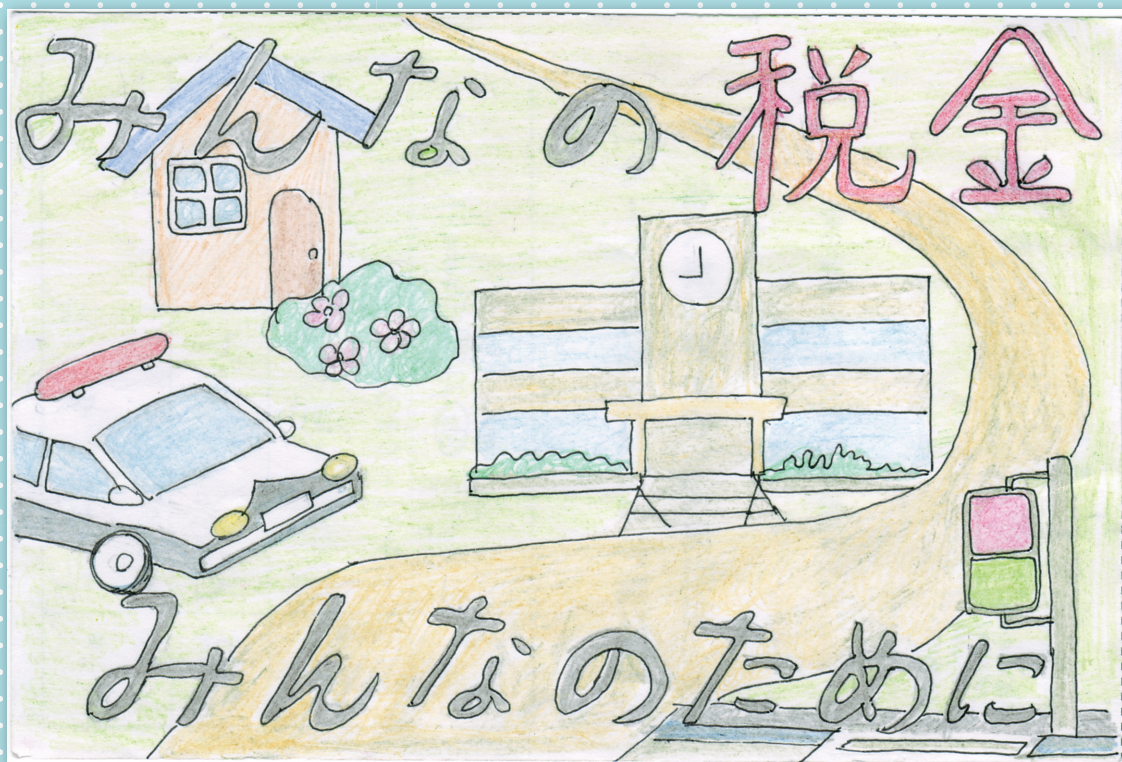
名古屋北 法人会だより

No.

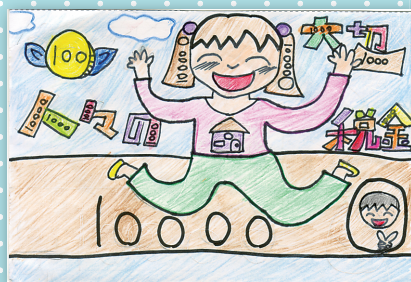
126

2013年 5月

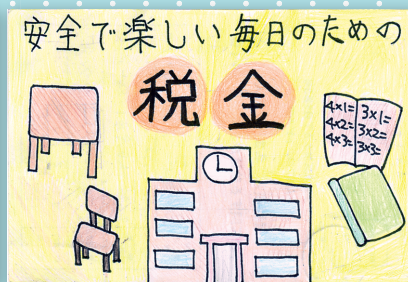
[題字] 名古屋北税務署長 木下博資



名古屋北税務署長賞



名古屋北法人会長賞



名古屋北法人会青年部会長賞



名古屋北法人会女性部会長賞

第2回 税に関する絵はがきコンクール

市内9法人会合同講演会

トヨタ自動車株式会社 代表取締役会長 張 富士夫 氏



守山の名所を尋ねて 東谷山フルーツパーク

東谷山フルーツパークは、名古屋市の東北端、東谷山（海拔198.3m）山麓に位置し、豊かな緑と水と太陽、そしてさわやかな空気に恵まれた自然環境のなかにあります。

都市における自然とのふれあいの場として、植物観察や散策を楽しんでいただくとともに、果樹栽培技術の指導・研究を通じて都市農業の振興を図るなど、多目的な農業公園として、1980年4月に開園しました。

園内には、おなじみの果樹が栽培された「果樹園」や、熱帯・亜熱帯地方のめずらしい果樹を観察することができる「世界の熱帯果樹温室」、果物に関するさまざまな知識を紹介する「くだもの館」などの施設があり、果物をテーマにしたユニークな農業公園として親しまれています。

（東谷山フルーツパーク公式サイトより抜粋）

CONTENTS

名古屋北法人会だより No.126

税務相談窓口	1
愛知県広報	6
名古屋市広報	9
税金クイズ	10
税理士会	11
税金クイズ答え	12
会員ページ 「あたりまえ」 楠西支部／(株)ナカシマ 大矢賢士 氏	13
青年部会	14
女性部会	15
市内9法人会合同講演会 「グローバル時代の企業経営」 トヨタ自動車株式会社 代表取締役会長 張 富士夫 氏	17
新会員紹介	20
法人会事業・支部報告	21

税務相談窓口

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長及び拡充等

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法及び租税特別措置法の一部が以下のとおり改正されました。

I. 「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長及び拡充

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」については、平成25年4月1日から平成30年3月31日までに作成されるものについて、印紙税の軽減措置が適用されます。

また、平成26年4月1日以降作成される契約書については、印紙税の軽減措置が拡充されることとなりました。

※これまで、平成9年4月1日から平成25年3月31日までに作成されるこれらの契約書について軽減措置の対象とされていました。

1. 軽減措置の概要

軽減措置の対象となる契約書は、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」のうち、以下のものです。

契約書作成年月日	契約書	記載された契約金額
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	不動産譲渡契約書	1千万円を超えるもの
	建設工事請負契約書	
平成26年4月1日～ 平成30年3月31日	不動産譲渡契約書	10万円を超えるもの
	建設工事請負契約書	100万円を超えるもの

(注) 契約金額が上記の金額以下のものは、軽減措置の対象となりません。

不動産の譲渡契約及び建設工事の請負契約の成立を証明するために作成するものであれば、その文書の名称は問わず、また、土地・建物の売買や建設請負の当初に作成される契約書のほか、売買金額の変更や請負内容の追加等の際に作成される変更契約書や補充契約書等についても軽減措置の対象となります。

2. 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成される契約書の税率

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減後の税率」欄の金額となります。

契約金額	本則税率	軽減後の税率	参考（軽減額）
1千万円超 5千万円以下	2万円	1万5千円	5千円（25%軽減）
5千万円超 1億円以下	6万円	4万5千円	1万5千円（25%軽減）
1億円超 5億円以下	10万円	8万円	2万円（20%軽減）
5億円超 10億円以下	20万円	18万円	2万円（10%軽減）
10億円超 50億円以下	40万円	36万円	4万円（10%軽減）
50億円超	60万円	54万円	6万円（10%軽減）

3. 平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される契約書の税率

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減後の税率」欄の金額となります。

契約金額		本則税率	軽減後の税率	参考（軽減額）
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円	200円 (50%軽減)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円	500円 (50%軽減)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円	1千円 (50%軽減)
500万円超	1千万円以下	1万円	5千円	5千円 (50%軽減)
1千万円超	5千万円以下	2万円	1万円	1万円 (50%軽減)
5千万円超	1億円以下	6万円	3万円	3万円 (50%軽減)
1億円超	5億円以下	10万円	6万円	4万円 (40%軽減)
5億円超	10億円以下	20万円	16万円	4万円 (20%軽減)
10億円超	50億円以下	40万円	32万円	8万円 (20%軽減)
50億円超		60万円	48万円	12万円 (20%軽減)

II. 「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券の引渡しを受けた者が、その受領事実を証明するために作成し、その引渡者に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらに、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

○分からないときは

軽減措置の対象となる契約書に該当するかどうか、税額がいくらになるか、また、還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）へお尋ねください。

※国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー（よくある税の質問）もご利用ください。

【国税庁ホームページ www.nta.go.jp】

税務手続について～国税通則法等の改正～

平成23年度税制改正において、税務調査手続の明確化等を内容とする国税通則法等の改正が行われました。

1. 更正の請求について

「更正の請求」は、原則として法定申告期限から5年間することができます。その際には、「更正の請求」をする理由の基礎となる事実を証明する書類を添付していただく必要があります。

なお、故意（勘違いや単純な誤りなどの過失は含まれません。）に内容虚偽の更正の請求書を提出した場合について、法律に罰則の定めがあります。

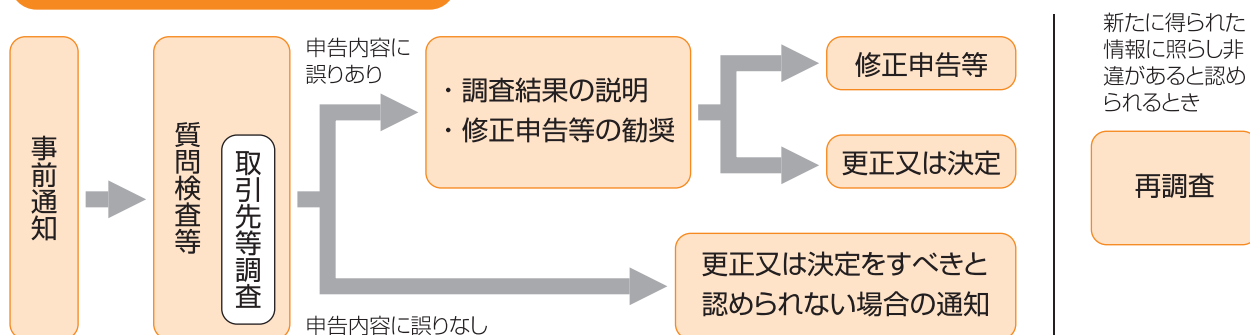
（注）「更正の請求」をすることができる期間は、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について5年（改正前：1年）に延長されています。

2. 税務調査手続について

従来からの運用を踏まえて、税務調査手続が国税通則法において法定化されています。

この改正は、平成25年1月1日以後に新たに納税者に対して開始する税務調査について適用されます。ただし、「帳簿書類の預かり」及び「処分理由の記載」については、税務調査の開始時期にかかわらず、平成25年1月1日以後に行う場合に適用されます。

税務調査手続の流れ（イメージ）



(1) 事前通知

税務調査に際しては、原則として、納税者に対し調査の開始日時・開始場所・調査対象税目・調査対象期間などを事前に通知します。その際、税務代理を委任された税理士に対しても同様に通知します。

なお、合理的な理由がある場合には、調査日時の変更の協議を求めることができます。

ただし、税務署等が保有する情報から、事前通知をすることにより正確な事実の把握を困難にする、又は調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、事前に通知せずに税務調査を行うことがあります。

(2) 質問事項への回答と帳簿書類の提示又は提出

税務調査の際には、質問検査権に基づく質問に対して正確に回答してください。また、調査担当者の求めに応じ帳簿書類などを提示又は提出してください。

なお、質問事項に対し偽りの回答をした場合若しくは検査を拒否した場合、又は正当な理由がなく提示若しくは提出の要求に応じない場合、あるいは、偽りの記載をした帳簿書類の提示若しくは提出をした場合などについて、法律に罰則の定めがあります。

（注）質問検査権行使の一環として、調査担当者が帳簿書類などの提示又は提出の要求をできることが法律上明確化されています。

(3) 帳簿書類の預かりと返還

調査担当者は、税務調査において必要がある場合には、納税者の承諾を得た上で、提出された帳簿書類などをお預かりします。その際には、預り証をお渡しします。

また、お預かりする必要がなくなった場合には、速やかに返還します。

(4) 調査結果の説明と修正申告や期限後申告の勧奨

税務調査において、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、調査結果の内容（誤りの内容、金額、理由）を説明し、修正申告や期限後申告（以下「修正申告等」といいます。）を勧奨します。

また、修正申告等を勧奨する場合においては、修正申告等をした場合にはその修正申告等に係る異議申立てや審査請求はできませんが更正の請求はできることを説明し、その旨を記載した書面をお渡しします。

なお、修正申告等の勧奨に応じていただけない場合には、税務署長が更正又は決定の処分を行い、更正又は決定の通知書をお送りします。税務署長が更正又は決定の処分を行うことができるのは、原則として法定申告期限から5年間です。

(注) 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税（所得税、相続税、消費税等）について、増額更正を行うことができる期間が5年（改正前：3年）に延長されています。

*ただし、偽りや不正の行為により全部若しくは一部の税額を免れ、又は還付を受けた場合には、税務署長は法定申告期限から7年間、更正又は決定の処分を行うことができます。

(5) 処分理由の記載

税務署長等が、更正又は決定などの不利益処分や納税者からの申請を拒否する処分を行う場合には、その通知書に処分の理由を記載します。

(注) 個人の白色申告書（所得税の申告の必要がない方を含みます。）のうち、平成25年において記帳・帳簿等保存義務が課されない方（平成20年から平成24年までのいずれかの年において、記帳・帳簿等保存義務が課された方等を除きます。）に対する処分理由の記載については、平成26年1月1日から適用されます。

(6) 更正又は決定をすべきと認められない場合の通知

税務調査の結果、申告内容に誤りが認められない場合や、申告義務がないと認められる場合などには、その旨を書面により通知します。

(7) 再調査

税務調査の結果に基づき修正申告書等が提出された後又は更正若しくは決定などをした後や、(6)「更正又は決定をすべきと認められない場合の通知」をした後においても、税務調査の対象とした期間について、新たに得られた情報に照らし非違があると認められるときは、改めて税務調査を行うことがあります。

○詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

国税庁

検索

○ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

ダイレクト納付をご利用ください！

自宅から
オフィスから
税理士事務所から

簡単・便利な ダイレクト納付

簡単

インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な
手続で利用可能！
インターネットバンキング
の契約が不要！
金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

電子納税に電子証明書やICカード
リーダーライタは不要です。また、徴
収高計算書の送信にも電子証明書
は不要ですので、特に源泉所得税を
納めている方におすすめです。

イータ君

Tax

自宅で！オフィスで！税理士事務所で！

どこでも申告・納税

e-Tax

国税電子申告・納税システム

便利

即時又は納付日を指定して
納付することが可能！
税理士が納税者に代わって
納付手続を行うことが可能！

国税庁

愛知県税だより

eLTAXの電子申請・届出が可能になりました (法人県民税・法人事業税・地方法人特別税)

愛知県では、eLTAXの電子申請・届出サービスを開始しております。
電子申告とあわせて、是非ご利用ください。
なお、愛知県でご利用いただける手続きは次のとおりです。



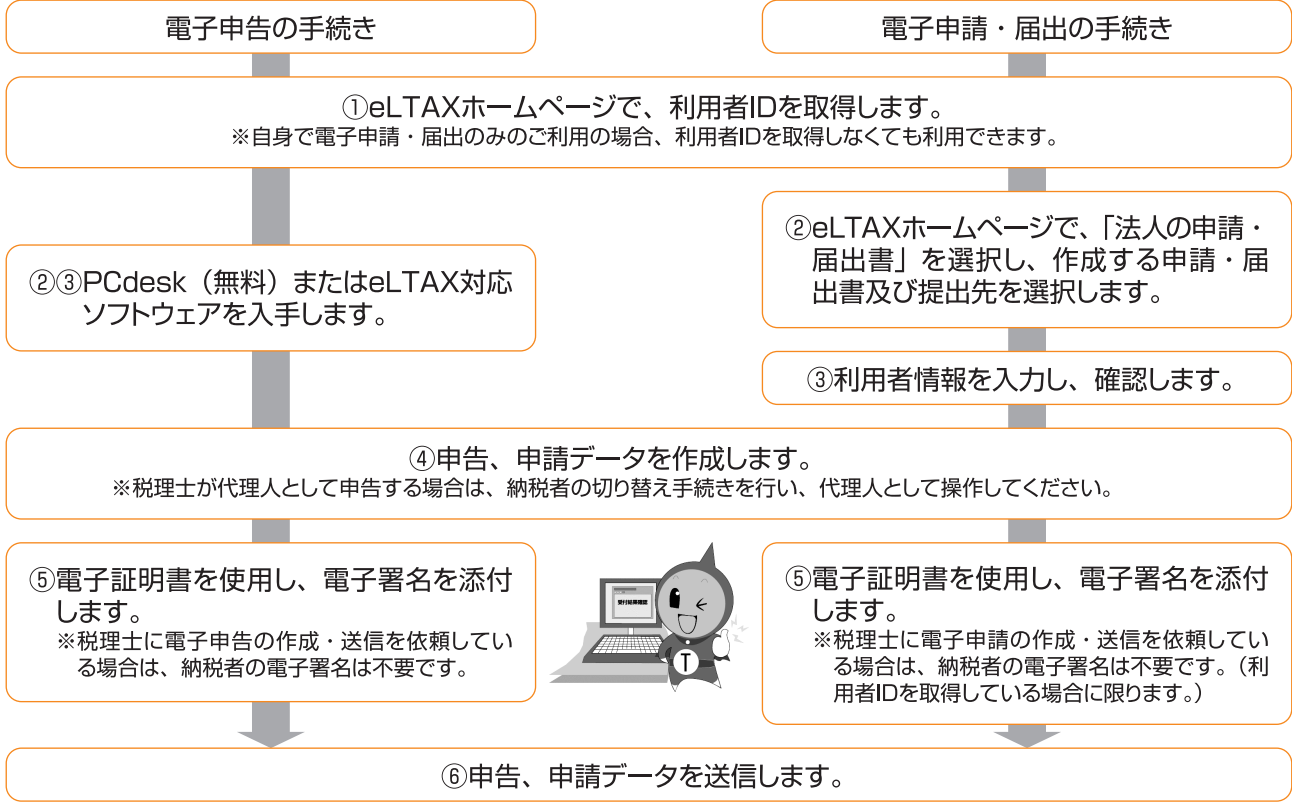
NEW!

電子申告・電子納税	電子申請・届出
<ul style="list-style-type: none"> ○ 予定申告 ○ 中間申告 ○ 確定申告 ○ 修正申告 ○ 清算事業年度予納申告 ○ 清算確定申告 ○ 均等割申告 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人設立・事務所等設置報告書 ○ 事務所等移転・事業年度変更報告書 ○ 解散・事務所等廃止報告書 ○ 申告書の提出期限の延長の承認申請書（二） ○ 法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書



電子申告、電子申請・届出の手続き方法

eLTAXホームページ
<http://www.eltax.jp/>



eLTAXの操作上のお問合せは、eLTAXヘルプデスク（電話 0570-081459）までお願いします。
※IP電話やPHSなどをご利用の場合045-759-3931(通常通話料金) ※受付時間 8:30~21:00(土、日、祝、年末・年始除く)

○お問合せ先 名古屋北部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ
電話 052-531-6304 (ダイヤルイン)

申請書様式をダウンロードすることができます

「申請書様式ダウンロードサービス」をご利用いただきますと、愛知県の県税関係の申請書（様式）等がインターネットにより24時間自宅・職場などで取り出せるとともに、実際の手続きにもご利用いただけます。

利用者の皆様は、あらかじめ必要な申請書等の内容をご覧いただける上、直接窓口にお越しになる前に、必要事項の記入や書類の用意などの事前準備をしていただけます。

☆「申請書様式ダウンロードサービス」はすべての申請書等を提供するものではありません。

インターネットで提供が可能な申請書等を提供しています。提供が可能なものとは、原則として県が定めたもので、一般に普及するプリンターで取り出せるようなものです。

例えば、A4サイズ、白黒2色印刷のもので、特殊な紙質や複写式になっていない様式等が対象になります。このサービスで提供する申請書以外のものについては、窓口で配布するものをご利用ください。

また、印刷の際には白色A4判の用紙をお使いください。感熱紙、ロール紙のご利用はおさげください。

それでは、愛知県総務部税務課ホームページ（<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>）より申請書様式のBOXを開いてください。

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税における下記の申請書様式のPDFファイル等をダウンロードすることができます。ダウンロードした書類はプリントアウトしてお使い下さい。

法人税に係る連結納税制度の適用に関する報告書

法人設立・事務所等設置報告書

事務所等移転・事業年度変更報告書（代表者・資本金変更含む）

解散・事務所等廃止報告書

清算終了報告書

法人課税信託の受託法人設立・受託法人の事務所等設置報告書

法人課税信託の信託の終了等・受託法人の事務所等廃止報告書

法人課税信託の受託者就任報告書

法人課税信託の信託事務引継報告書

法人課税信託の主宰受託者変更報告書

災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書

申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書

申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書

更正請求書

分割基準の修正に関する届出書

法人県民税・事業税・地方法人特別税申告書様式

法人県民税・事業税・地方法人特別税納付書



☆最新の提供情報をご利用ください。

つねに新しい情報提供に努めておりますが、申請書（様式）等のデータを取り置きされる場合は、その間、変更（修正）されている場合があります。実際のご利用には、確認のうえ、最新の提供情報をご利用ください。なお、申告書等につき不明な点がありましたら、ご利用前に担当窓口を確認してください。

○お問合せ先 名古屋北部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ
電話 052-531-6304（ダイヤルイン）

自動車税の納税をお忘れなく

◇5月31日（金）は、自動車税の納期限です。

自動車税は、毎年4月1日午前0時現在の所有者（売主が所有権を留保している自動車については、買主である使用者）に課税されます。

5月上旬になりましたら、名古屋北部県税事務所から納税通知書をお送りします。

お近くの県税事務所、金融機関及びコンビニエンスストア（ココストア、サークルK・サンクス、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン）などで納めてください。

なお、3月末までに名義変更・譲渡・廃車などの登録手続を他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、登録手続が正しく行われていない可能性があります。

これらの手続を他の人（自動車販売業者など）に依頼された方は、確実に行われているかどうかを確かめてください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、名古屋北部県税事務所までお問合せください。

○お問合せ先 愛知県名古屋北部県税事務所 自動車税グループ
電話 052-531-6305（ダイヤルイン）

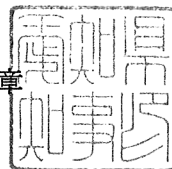
法人会からのお知らせ

「公益社団法人」愛知県知事から認定書

24税第561号
平成25年3月21日

社団法人名古屋北法人会
野田純一様

愛知県知事
大村秀章



認定書

平成24年8月31日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、別紙のと通りの公益社団法人として認定する。

名古屋市税だより

●主な市税の納期

- 個人の市民税・県民税
 - 普通徴収 6月、8月、10月、翌年1月
 - 特別徴収 徴収した月の翌月10日まで
 - 固定資産税・都市計画税
 - 4月、7月、12月、翌年2月
 - 軽自動車税
 - 5月
- ※納期限が、土・日曜日、祝休日または12/29~1/3のときは翌日になります。

●5月31日(金)は軽自動車税の納期限です。

軽自動車税は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・2輪の小型自動車に対して、毎年4月1日現在の所有者に、定置場所在の市区町村で課税されます。4月2日以降に譲渡・廃車などしても、月割ではなくその年度の税額の全額を納付していただきます。

名古屋市では、軽自動車税に関する事務を金山市税事務所で行っています。軽自動車税についてのお問い合わせは、金山市税事務所徴収課軽自動車税係へお願いします。

※原動機付自転車・小型特殊自動車の申告については、各区役所・支所の税務窓口でも受け付けています。

金山市税事務所 徴収課 軽自動車税係
〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号（名鉄正木第一ビル）
電話 324-9803

●法人市民税申告書等について

- 申告期限
 - ・確定申告 事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内
 - ・中間申告（予定申告） 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
- 事務所等または寮等を市内に新設したときなどの届出
 - ・法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書
市内に新たに法人を設立した場合、または事務所等・寮等を新設もしくは廃止した場合に提出してください。
 - ・法人の異動届出書
法人の名称や事業年度、資本金や代表者などを変更した場合に提出してください。
- 申告書等の提出先
 - 主たる事務所等・寮等の所在する区を担当する市税事務所の市民税課法人市民税係へ提出してください。
用紙は、名古屋市公式ウェブサイト（<http://www.city.nagoya.jp/>）からダウンロードすることもできます。

主たる事務所等・寮等の所在する区	担当の市税事務所
北区、守山区、千種区、東区、中区、名東区	栄市税事務所 市民税課 法人市民税係 〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階) 電話 959-3305
西区、中村区、中川区、港区	ささしま市税事務所 市民税課 法人市民税係 〒450-8626 名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号 (日本生命笹島ビル8階) 電話 588-8006
昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区	金山市税事務所 市民税課 法人市民税係 〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル) 電話 324-9806

※窓口での提出については、各区役所・支所の税務窓口でも受け付けています。

●簡単・便利! インターネットでの市税の申告!

名古屋市では、エルタックス (eLTAX) を利用して、インターネットによる申告の受付を行っています。また、電子納税をすることができます。

○電子申告が可能な市税の税目

個人住民税 (特別徴収)、法人市民税、事業所税および固定資産税 (償却資産)

○電子納税が可能な市税の税目

個人住民税 (特別徴収)、法人市民税および事業所税

○エルタックスについてのお問い合わせ先

エルタックスホームページ (<http://www.eltax.jp/>)

「エルタックス」ヘルプデスク 電話番号: 0570-081459

(IP電話等をご利用の場合 電話番号: 045-759-3931)

税金クイズ



小学生一人に1年間、教育費として
どれくらいの税金が使われている?

A 約44万円 B 約85万円 C 約124万円

答えは12ページ

復興増税について

名古屋税理士会名古屋北支部 水野正寛

[はじめに]

東日本大震災の被災者救済の財源確保の目的で復興財源確保法が施行され、所得税、法人税、個人住民税について増税がなされました。この増税の取扱いは、それぞれの税目により異なり、源泉所得税などについてはわれわれ税理士にとっても個人である場合、報酬にも関係してくるなど、たびたび登場し注意が必要です。平成25年になり色々な方から質問を受けることが多かったので所得税を中心にこの制度について概説します。

[復興特別所得税]

1. 経緯

東日本大震災からの復興に必要な施策を実施するために必要な財源を確保するために所得税の源泉徴収義務者は平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉徴収税を徴する際、復興特別所得税を併せて徴収し納付しなければならないとされました。

2. 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収に合わせて徴収することとされています。実際には次のような算式により所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、一枚の納付書で納付することとなります。

源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率}(\%) \ast = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}$$

$$\ast \text{合計税率}(\%) = \text{所得税率}(\%) \times 102.1\%$$

給与については、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収することになります。また弁護士や税理士等に支払う報酬・料金等に対する源泉所得税については、次のような算式になります。

支払金額	税 額
100万円以下	支払金額×10.21%
100万円超	(A-100万円)×20.42%+102,100

これらの所得税及び復興特別所得税は、原則として、支払った月の翌月の10日までに納めなければなりません。ただし、支払者が納期の特例の適用を受けている場合は、1月から6月までの間に支払った報酬・料金・給与に対して源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は7月10日までに、7月から12月までの間に支払った報酬・料金・給与に対して源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は翌年1月20日までに納めることができます。

3. 利息等に対する税率

預金利息などに対する所得税に対しても上記のような復興特別所得税が加算されます。適用される期間については同じく平成25年1月から平成49年12月31日までの25年間となります。以下のような税率により源泉徴収されることとなります。

	～平成24年12月31日	平成25年1月1日～ 平成25年12月31日	平成26年1月1日～ 平成49年12月31日
預金・公社債の利子等	所得税 15% 住民税 5%	所得税 15.315% 住民税 5%	
国内の割引債	所得税 18%※	所得税 18.378%※	
上場株式等の分配金・譲渡益	所得税 7% 住民税 3%	所得税 7.147% 住民税 3%	所得税 15.315% 住民税 5%

※発行時に源泉徴収

[復興特別法人税]

復興特別法人税は、法人の各事業年度の所得の金額に対する法人税に10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税を法人税と同じ時期に申告・納付することとされているものであり、利子など一定の所得に課税された復興特別所得税などがある場合には、所定の金額を控除した後の金額を納付することとされています。

本則税率

$$25.5\% \times 10\% = 2.55\%$$

中小法人の年800万円以下の税率

$$15\% \times 10\% = 1.5\%$$

復興特別法人税の課税の対象となる事業年度(課税事業年度)は、一定の場合を除き、法人の平成24年4月1日から平成27年度3月31日までの期間(指定期間)内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされています。

[個人住民税]

個人住民税については、平成26年度から平成35年度までの10年間の間均等割り額が増額されます。

個人の道府県民税については1,000円が1,500円に改定され、市町村民税が3,000円から3,500円に改定されます。合計で1,000円の加算となります。

税金クイズ答え：「B 約85万円」 (国税庁資料より)

公立小学校の場合、校舎や教科書、机やイス、パソコン、先生のお給料などにも税金が使われています。

あたりまえ

楠西支部／(株)ナカシマ 大矢賢士



1万8千人を、超える死者・行方不明者を出し戦後最悪の災害となった、東日本大震災は、3月11日、発生から2年を迎えた。

一部で、災害公営住宅の建設が始まり、道路などは復旧しつつあるが、生活再建は道半ばだ。

今も約31万5千人が避難生活を送り、人口減に悩む自治体も多いと聞く。

東京電力福島第一原発事故では、多くの住民が古里に戻れるめどが、立っていない。

午前6時、宮城県名取市閑上の地を、のぼる陽がほんのり染める。

荒涼とした、広がり、住まいの基礎だけがへばりつく光景は、大津波の傷痕をそのまま残している。

24時間休まぬ、がれき処分場の煙が、朝の空にくっきりと浮かんでいる。

何の罪もない、純朴な、自然の残る東北の地で一瞬の災害により、家族や、社会生活がメチャクチャになり、心労で命がつかれた人が、とても多いと聞きます。

東南海地震が、近々発生するであろう、この時期各自が、今一度、みつめ直す、良い機会では、ないでしょうか。

ある医師の言葉を、添えて置きます。

あたりまえ

こんなすばらしいことを、
みんなはなぜ、よろこばないのでしょ。う。
お父さんがいる、お母さんがいる。
手が、2本あって、足が2本ある。
行きたいところへ、自分で歩いてゆける。
手をのばせば、なんでもとれる。
音がきこえて、声が出る。
こんなしあわせは、あるのでしょうか。

しかし、だれもそれを、よろこばない
あたりまえだと、笑ってすます
食事が、たべられる
夜になると、ちゃんと眠れ
そしてまた、朝が来る。
空気を、胸いっぱい、に、すえる。
笑える、泣ける、叫ぶことも、できる。
走りまわれる、みんなあたりまえのこと
こんなすばらしいことを
みんなは、決してよろこばない
そのありがたさを、知っているのは、
それを、失くした、人たちだけ
なぜでしょう、あたりまえ。



活動レポート

研修会

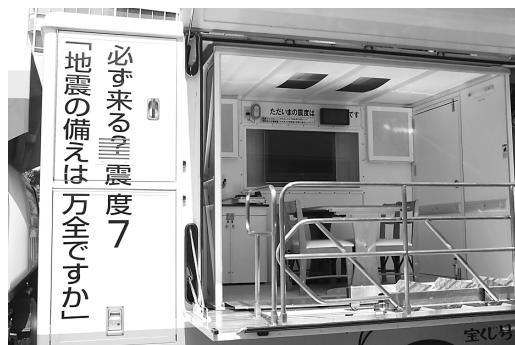
- 1. 16 名古屋北税務署長を囲む会 (女性部会と共催)
- 1. 23 税務研修会・懇親会 魚鉄
テーマ 「人材育成の仕組み作り」 新入社員教育・中堅社員のスキルアップ
講師 (有)吉野経営コンサルタント 吉野寿一 氏
- 2. 23 家族会 常滑・鬼崎漁港
「漁業体験を通じて、お魚を知ろう!!」
～引き網漁体験～



その他

- 12. 12 第4回青年部会情報交換会 ウルフギャング・パック
- 1. 29 第5回青年部会情報交換会 アジアナ
- 2. 20 第6回青年部会情報交換会 魚鉄
- 3. 30 第7回青年部会情報交換会 芋蔵
- 3. 30 名古屋法人会青年部会事業 NHK名古屋放送センタービル
みんなでがんばろう日本!
東日本大震災から学ぶ―復興支援の在り方と震災への備え―

◇ 名古屋北・千種・中川・名古屋中村・名古屋西・名古屋中・昭和・熱田・名古屋東、9つの青年部会員が一同に集まり「震災から学ぶ」を主テーマにパネルディスカッションや防災・被災時に役立つ情報展示、震災体験バスやアイドルOS☆Uのミニコンサートも開催されました。



役員会

- 2. 6

第2回

ぜい かん 税に関する え 絵はがきコンクール

受賞者表彰式

小学生対象の女性部会主催「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式が2月24日日曜日に北税務署の署長室で行われました。

今回で2回目となる「税に関する絵はがきコンクール」には、多くの出品があり名古屋市内だけではなく近隣地域からの応募もあり、どの作品も上手に描かれており、いずれ劣らぬ力作ばかりでした。

受賞されたお子様達はご家族と一緒に参加され、最初はかなり緊張気味でしたが税務署の方から税に関するクイズが出されたり、署長への質問など和やかな雰囲気にしていくと楽しんでいました。

参加者は税務署の方が用意された「実物大の1億円のレプリカ」に触れ、1億のお金の重さ、量にビックリされていました。

あるお子様に、「税金の事は知っていましたか?」と尋ねたら、「自分達もお買い物をしたら税金（消費税）を支払っているとは知らなかった。この絵はがきコンクールに応募して少し税金の事がわかった気がする。」との言葉を聞きうれしく思いました。

自分たちの子供や孫たちにこのような機会に、税金にはたくさんの種類があること、どのように使

われているかを教えながら絵はがきを書いていただき、小学生の頃から税を身近に感じて頂けたらと思います。

受賞された皆様、おめでとうございます。

これからも皆様にお声をかけて頂き、たくさんの御応募がある事を願っております。



(広報委員矢澤よしみ)

市内9法人会合同講演会

「グローバル時代の企業経営」

講師／トヨタ自動車株式会社 代表取締役会長
張 富士夫 氏

日時／平成25年2月6日（水）
会場／日本特殊陶業市民会館



プロフィール

東京大学法学部卒業
昭和35年 トヨタ自動車工業(株)入社
昭和63年 トヨタモーターマニュファクチャリングU.S.A
(株)取締役社長就任
平成10年 トヨタ自動車(株)取締役副社長就任
平成11年 トヨタ自動車(株)取締役社長就任
平成13年 藍綬褒章
平成17年 トヨタ自動車(株)取締役副会長就任
平成18年 トヨタ自動車(株)取締役会長就任
平成21年 旭日大綬章

主な現兼職・公職・団体職
(株)デンソー監査役／東海旅客鉄道(株)取締役
(株)豊田自動織機取締役／(財)日中経済協会会長
(公財)日本体育協会会長 他

日本のモータリゼーションは1966年

あるとき急に車が売れるようになることを“モータリゼーション”と言います。

1966年、東京オリンピックの開催で、高速道路ができ、新幹線が開通、日本の経済が伸びて、自動車も大変に売れるようになり、「日本のモータリゼーション」がスタートしました。

1973年第一次オイルショックでガソリン代が高騰、大変な時代になったと思いましたが、ガソリン代が高値になったことで、それまであまり売れなかったアメリカやヨーロッパで日本の小さな車が売れ始めたのですが、売れ過ぎて貿易摩擦になりました。アメリカに「自主規制しなさい」と言われたのですが台数は減らず、「では、こちらで生産しなさい」という話になり、それがグローバル化の始まりだったと思います。

1984年、アメリカでトヨタとGMの合弁会社のNUMMIを設立し、海外生産が始まりました。

1986年、ケンタッキーに100%出資の最初の海外子会社をつくり、私は現地責任者になりました。最初

は20万台生産できる工場ひとつでしたが、売れ行きが好調で、50万台の車とエンジンが生産できる大きな組立工場になりました。90年代以降海外生産が増え、いま「海外生産5」対「国内生産3」の比率になっています。

新興国の台頭で競争が激化

車の市場を見ますと、リーマンショック前は「先進国7」対「その他の地域3」でしたが、ブラジル、ロシア、インド、中国などBRICsが台頭して、2009年アメリカを抜いて中国が世界一になりました。同時に車のメーカーも、韓国のヒュンダイ、ヨーロッパのフォルクスワーゲンが伸び、第二段階の新しいグローバル化が幕開けとなって、競争が激化しています。

【燃費開発競争】燃費の規制が厳しさを増しています。電気自動車を開発している会社、バッテリーとガソリンの両方を使うHV車の開発はトヨタ・ホンダ、バイオで動かすのはブラジルに多いです。ディーゼル車で燃費を良くしようとしているのはヨーロッパ、特にフォルクスワーゲンがやっています。まだ世間に出ていませんが、燃料電池自動車（FCV）は多くのメーカーが取り組んでいます。

よいバッテリーができたら電気自動車になると思いますが、開発に時間を要しますので、いろいろな技術が平行に進んでいます。

【品質競争】アメリカで、車のユーザーにアンケート調査した J. D. パワー品質ランキングでは、2012年の1位はレスサス、2位ジャガー、3位ポルシェでした。2010年は、ポルシェ 1位、レスサス4位で、毎年トップが入れ替わる厳しさです。

BRICsで売れているのは、ブラジルはフィアット、フォルクスワーゲン、ロシアはラーダ、GM、インドはスズキ、

タタ、中国はGM、フォルクスワーゲンで、競争が激化しています。

2012年に売れた車のランキングは、アメリカの1位はフォードのFシリーズ、2位がGMのシルベラード、3位はトヨタのカムリです。中国ではGMのセイル、GMのエクセル、ドイツはゴルフ、パサード、フランスはルノーのクリオ、シトロエンC3と市場の多様化が進み、一人勝ちの世界的な名車がない状況です。

グローバル化に対応する5項目

第二段階で競争が激化するグローバル化に対応する項目は5つあると思います。

①「販売・技術開発・製造」の3本柱をうまく連携する ②どこで何を造り、どこで売るかの戦略 ③環境対応車のどこに重点を置いて開発するか ④安全面でIT技術をどう使うか ⑤原価低減に向けたプラットフォーム部品の共通化

5項目を中心にグローバル競争に立ち向かっていくために、改めて3本柱の連携をもう一度見直し守備固めをしています。

【販売】 日本の車がどれくらい売れているか。景気の状態、流行、政府の規制・政策、競争相手の会社の動き、お客様の好みと要求等、できるだけ早く率直にメーカーに情報提供するのが大事な役割です。

【技術開発】 市場に合った商品をタイムリーに開発します。開発は、昔から言われているようにシーズ（種）に基づく開発とニーズに基づく開発があります。自動車にコンピュータを乗せて、いろいろなことをさせるのがシーズに基づく技術、燃費のいい車、CO2を出さない車を開発するのがニーズに基づく開発です。ニーズとシーズのバランスがとれた技術開発が大切です。

【製造】 良品で廉価なものをつくるために製造ラインを改善して無駄をなくし、変化にフレキシブルに対応することが大切です。そのために「応受援（おうじゅえん）」を日頃から訓練しています。

昨年3月末時点で、トヨタは27カ国に50を越えた海外工場があり、170カ国で車を売っていますが、「どこで何を造って、どこで売るか」は戦略として非常に大事です。経済的には近くて運搬の便がいいところになりますが、FTAなど自由貿易の協定を結んでいるところは関税がかかりませんから、例えばメキシコで車を造って、ブラジルに輸出しています。

歴史も関係します。この国とこの国は昔からいい関係とか、昔戦争をして関係が良くないことがあります。例えばトルコが中近東のイスラムの国とうまくいっているのは、どんな関係があったからなのか、なかなか日本人には分からないところがあります。歴史的経緯、

政治的リスクも含めて戦略を考えることが大事です。

モビリティの棲み分けですが、電気自動車は小型宅配車両、郵便配達、近所での買い物など小型で軽い車で短距離の使用に適しています。

ガソリンと電池と両方を使って走るのがハイブリッド車です。スタート時は電気自動車、時速40キロ程になったら自動的にガソリン走行に切り替わりバッテリーに充電しますので、プラグで充電する必要はありません。

PHVはプラグインハイブリッド車です。ハイブリッド車と電気自動車を一緒にしたものです。電気自動車でも走行、電気がなくなったらハイブリッド車になります。プラグで一晩充電すると翌日は電気自動車でも走れます。もう少し充電装置が各家庭に広がれば良く売れるようになると思います。

燃料電池自動車（FCV）は水素のタンクを搭載しています。水素に酸素をぶつくと水ができて電気が発生し、その電気で車を動かします。水素ボンベがたくさん積める路線バス、大型トラックなどに適しています。

最近、トヨタはBMWとFC分野で業務提携しました。お互いに進んだ技術を分け合う、特に環境技術での提携は、これから自動車業界で増えていくと思います。

安全面でもIT技術の適用で、いろいろなことができるようになりました。

超音波で物が近づいていることをコンピュータがキャッチして作動、人がブレーキを踏むよりも早くブレーキがかかる衝突防止・追突回避する「プリクラッシュセーフティ」など、IT技術を安全のために使うことが、これから各社で競争する領域になると思います。

市場が多様化して車種がどんどん増えると、数え切れないほどの部品数になり採算を考えると頭痛の種です。見えるところ、触るところはそれぞれ違うものにし、何を共通化するかは各社が知恵を出し工夫しています。

米人と一緒に働いて感じたこと

ケンタッキーの工場では米人と一緒に仕事をして、大変にいい勉強になりました。



アメリカは、一人ひとりが個人主義でプロフェッショナルです。これになろうと思ったら自分で授業料を払って資格を取り、経験を積み重ねてプロになるのです。そういう人を組織化して権限をきちんと委譲して、責任を持たせてやらせるやり方は我々も学ばなければなりません。

昔、日本の某政治家が自分の選挙区に帰ったとき、気が緩んで「日本人はいいですね。アメリカ人はあまり働かないし、字を読めない人もいる」と言ってしまう、それが新聞記事になって大変な騒ぎになりました。しかし、友人である米人のトップや副社長が機転をきかせ、アメリカの新聞に私の意見として「ケンタッキーの仲間にはよく働く優秀な人たちだ」という記事を載せてくれましたので、日米で大きな話題になり、アメリカの従業員や地元の人たちから大変喜ばれました。

そのなかの記事を一部紹介します。

朝からひどく雪が降っている日のことです。社長であった私は、「2直は休みにしましょう」と言いましたところ、昼頃に製造担当の副社長が飛んできて、「いま働いている1直の人たちが、この雪では2直の人が来られないから我々1直が2直分もやるから心配するなと言ってきた」と言います。1直が7時間半くらいですから15時間ぶっ通しで車をつくるということです。ところが昼過ぎた頃2直の人がバラバラ来始めました。この雪だから朝から家を出たと言うのです。結局1直の人は残らないで2直の人が全員集まり作業したのです。「こんなにも一生懸命に仕事をする人たちがケンタッキーは素晴らしい」とあちこちで話をしました。

工場の開所式のときは、米人のスタッフは2日間で10~20万人の人が来ると予測して、時間帯によってはこれくらいの駐車場が要ると3カ所用意、ヘリコプターで空いている駐車場を指示してスムーズにできました。我々日本人が考えもつかないことを日常的にやれるのはすごいと思います。

アメリカは道具や機械の開発に優れています。一方、日本は機械の使いこなし方がうまいです。いま産業用ロボットがはやっていますが、産業用ロボットはGM

が最初に使い始めました。日本もほとんど同時期に購入、お得意の改善でロボットを使いやすくしたので、3~4年後には、日本が4千台も使っているのに対して、アメリカは数百台でした。改善のためには全員参加で知恵を出して取り組みます。そのために作業者を大事にして、教育をきちんとするのが日本の強みです。

トヨタウェイで 新グローバル時代を乗り切る

「トヨタウェイ」を紹介します。現地の人が社長になるための、トヨタの価値観・基本的な考え方をまとめた、モノづくり工場の憲法のようなものです。

ひとつは「知恵と改善」です。みんなで知恵を出し合い、少々難しいことにもチャレンジし、毎日少しずつ改善して機械を使い易くすることが大切です。

そのためには「現地現物」で仕事をするのが大切で机に座ってはいけません。私は毎日現場に行き、従業員に声をかけて回りました。そうすれば工場長や製造課長も座ってはいられません。現場を見て少しずつ改善することを身につけてもらいます。

そして「人間性尊重」です。考えるという人間の持つ特性を活かして改善を促進し、最終的にはチームワークで知恵を出し合って会社を運営していきます。

「リスペクト」は尊敬というよりは、トヨタでは「お互いを認める」「チームで仕事をする」というイメージです。

このように互いの価値観を融合すれば、日本人もアメリカ人も関係なく、より優れた会社の運営をやっとうることができます。

それから20年近く経ちましたが、世界中に現地人のトップを誕生させました。そのなかに相当の数の人が私どもの役員に入っています。

自動車は経済波及効果が“3”あるそうです。失敗すれば3倍日本経済に影響が及びますから、絶対に失敗するわけにはいきません。こういう人たちと一緒に、これからもっと難しくなるグローバル時代の経営を頑張っていこうと思っています。

※この記事は平成25年2月6日（水）の講演を要約したものです。

文責 社名古屋北法人会

新会員紹介

平成24年12月1日～平成25年3月31日

支 部	会社名・住所	代表者名・電話番号	業 種	歓奨者
大曾根	(有)じろうや 北区大曾根3丁目7-13	渡邊裕次郎 962-6610	飲食業	
杉 村	(株)雨宮ホールディングス 北區城東町7丁目161-2	雨 宮 秀 寿 914-7776	不動産売買、賃貸借、管理保有 並びに運用	
大 杉	(株)ルーム 北區生駒町7丁目145-3 ソレイユ生駒1階西	辻 幸 太 934-7278	内装仕上業、床、クロス工事	
清 水	(株)ルシードワークス 北區清水5丁目17-17	坂 本 太 938-3031	コンピュータシステムの企画・ 設計・構築・保守	(株)名清工業
//	ライフドクター(株) 北區清水5丁目5-3 名北フロントビル502	小 林 雅 紀 938-3015	生保代理店	
若 葉	(株)自然エネルギー応用研究所 北區若葉通5丁目6 第1大曾根ビル2F	佐々木敏行 913-3911	セラミックス材料の製造卸販売他	(株)大曾根商産
楠 西	(株)ダイワ 北區五反田町245	和 田 吉 弘 902-3970	設備工事業	
瀬 古	トラスコ(株) 守山区金屋2丁目47	前 川 覚 792-5551	ビルメンテナンス	(株)ナカシロ(守山北) 瀬戸信用金庫守山支店(守山)
//	(資)旭設計 守山区町北12-24 マンション町北A7	木 下 保 博 796-3458	建築設計及、監理業務	(株)長谷川産業
//	島建築(株) 守山区新守山402	島 袋 勝 仁 793-0126	建設業	
//	松山工業(株) 守山区新守山708	檜 山 国 男 793-4781	リフォーム工事・配管工事	(株)守山紙器
//	(株)嘉一 守山区金屋2丁目40	古谷嘉一郎 710-8448	飲食業	(株)ナカシロ(守山北) 瀬戸信用金庫守山支店(守山)
守 山	(株)新生工務 守山区小幡中1丁目8-17	神 農 一 求 758-1750	地盤調査、地盤改良工事	
//	ミヤザキ空調(株) 守山区中新4-21	宮崎美紀雄 796-0566	空調、電気工事	(株)ナカシロ(守山北)
//	(同)恵 守山区小幡太田16-22 ライムヴィラ1F	岡 田 圭 史 778-8810	老人サービスセンター	(株)シバタ紙器製作所 (有)ヘアスタジオマリモ
小 幡	(株)ツボイ不動産 守山区小幡1丁目4-5	坪 井 健 二 791-7533	不動産業	
大 森	(有)アクティブワークス 守山区脇田町209	福 本 直 也 768-0800	アミューズメント・イベント機器 の販売・レンタル	(株)テクノトップ
//	(有)サンフィール 守山区大森1丁目2506	柴 田 秀 樹 768-2353	電気工事業	
守山北	(株)白沢自動車 守山区川村町286	水 野 俊 晴 793-0005	中古車販売	(株)ナカシロ 瀬戸信用金庫川村支店
//	(株)忠建工業 守山区川上町38-4	内 田 忠 次 796-1286	型枠大工工事業	オギソ木材(株) (株)ナカシロ

北法人会の活動

平成24年12月1日～平成25年3月31日

税務教室

12. 13 税制講演会（県連主催）
「舞台裏から見た政治・経済」～日本再生のために何が必要か～
経済ジャーナリスト 須田慎一郎 氏

12. 6 税務教室（第4回）
「相続税・贈与税関係について」
名古屋北税務署 資産課税部門担当官 殿



1. 9 税務教室（第5回）
「消費税・印紙税関係について」
名古屋北税務署 法人課税担当官 殿



2. 7 税務教室（最終回）
「私が歩んだ道」～40年の税務経歴より～
名古屋北税務署長 木下博資 殿



講演会

2. 6 市内合同講演会
演題 「グローバル時代の企業経営」
講師 トヨタ自動車(株) 代表取締役会長 張 富士夫 氏



パソコン講座

2. 5 パソコン講座 (1日目) 2. 19 パソコン講座 (3日目)
 2. 12 パソコン講座 (2日目)

◇ 企業向け中級以上の個別指導形式によるパソコン講座を事務局研修室にて開催しました。受講された方は各自希望の内容を自分のペースで進めて学ばれました。次回はぜひご参加下さい。



その他

1. 17 決算期別説明会
 名古屋北税務署 法人課税部門担当官 殿
3. 12 決算期別説明会
 名古屋北税務署 法人課税部門担当官 殿



役員会

- | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 12. 7 運営会議 | 1. 24 運営会議 | 2. 13 広報委員会 | 3. 19 常任理事会 |
| 12. 7 本部理事会 | 1. 24 本部理事会 | 3. 19 運営会議 | 3. 25 税制委員会 |

支部報告

活動レポート

役員会

- | | | |
|--------------|-------------|---------------|
| 12. 10 森向支部 | 2. 14 西支部 | 3. 8 杉村支部 |
| 12. 18 みどり支部 | 2. 15 金城支部 | 3. 12 大森支部 |
| 1. 22 楠東支部 | 2. 28 守山北支部 | 3. 14 小幡支部 |
| 1. 22 楠西支部 | 3. 4 北陵支部 | 3. 19 守山7支部長会 |
| 2. 7 守山支部 | | |

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

Jタイプ

無配当重大疾病保障保険

経営者が重大疾病に
かかった時のそなえを確保

Jタイプは、重大疾病による生存リスクから企業を守ります！

ポイント1

重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金を支払います。
◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

ポイント2

万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。
◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

ポイント3

約款所定の高度障害状態または不慮の事故による身体障害状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。

※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この資料の記載内容は、平成24年6月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

110
ANNIVERSARYth
お喜ばまことに

名古屋支社/名古屋市中村区名駅4-23-13 TEL 052-541-3151

F-24-1016(平成24年5月24日)

通常総会、 記念講演会のお知らせ

日時／平成23年5月27日（金）

場所／名古屋北区役所講堂

通常総会（13時30分）

記念講演会（14時40分～16時10分）

「日本の政治経済は良くなるか～安倍政権のゆくえ」

時事通信社解説委員 田崎史郎 氏

TBS系「ひるおび!」「朝ズバッ!」、フジテレビ系「とくダネ!」、テレビ朝日系「報道ステーションサンデー」などに出演。

- * 記念講演会は一般の方も聴講できます名古屋北法人会事務局へお問合せ下さい。（参加費無料）
- * 公共交通機関をご利用下さい。



名古屋北法人会だより No.126

平成25年5月1日 発行

発行所 公益社団法人 名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編集 広報委員会

印刷所 株式会社 正鶴堂
名古屋市北区志賀南通2-4
電話 914-1855(代)

本誌では毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からのご意見ご要望をお聞かせ願います。

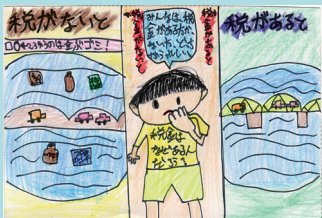
TEL 915-3886 FAX 915-3850

E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開いたしております。一度アクセスしてみてください。

<http://www.kitahou.or.jp>





「税に関する絵はがきコンクール」応募作品